

令和8年度農業保険事業推進の基本方針

近年は全国各地で自然災害が頻発し、農産物に大きな影響をもたらしている。昨年も米や野菜をはじめとした食料品全般の価格高騰が見られたものの、飼料及び肥料、原油等の高騰といったリスクも生じており、農業経営に甚大な影響を及ぼしている。

このような状況下、国では食糧安全保障等の強化に向け、令和6年6月に四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正され、それを受けて、令和7年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定された。

本組合は、米価等の価格の変動を含め様々なリスクに対応できる農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の普及推進と基礎組織関係者の方々の協力の下、農業共済事業の加入推進に努めてきた。

収入保険事業と農業共済事業の両輪から成る農業保険は、「食料・農業・農村基本計画」において、農業経営の安定化を図るための「有効な手段」と明記され、その普及推進、加入拡大を強調している。このような農業保険に対する期待に応え、農業者の総合的なセーフティネットとしての使命のもとに地域農業の経営安定を支援するため、これまで同様引受拡大への取り組みが必要となる。

本組合は、自ら策定した実施体制の改善計画の確実な実践を図りながら、農業保険事業の拡充と安定した事業運営により、全ての農業者に対してセーフティネット機能を確実に提供できる組合運営を目指し、組織を挙げて次の事項を重点に取り組むこととする。

1 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

- （1）収入保険の引受拡大と青色申告への移行支援に係る取り組み
- （2）園芸施設共済に係る加入推進目標達成に向けた取り組みの強化
- （3）水稻共済各引受方式の補償内容周知と加入率向上に向けた取り組みの強化
- （4）建物・農機具共済の加入推進による補償の充実強化

2 推進体制の構築・整備

- （1）年間の加入推進計画に基づく効率的な加入推進の徹底
- （2）顧客リストを活用した加入推進体制の構築
- （3）関係機関団体との一層の連携強化

3 事業運営基盤の強化

- (1) 実施体制の改善計画に基づく事業運営基盤強化策の実行
- (2) 共済部長等基礎組織者との連携体制の強化
- (3) 適正・迅速な損害評価実施のための体制強化
- (4) 獣医療体制整備と家畜診療所の安定経営に向けた対策の検討・強化

4 広報・広聴活動の充実強化

- (1) 農業者のニーズ把握とその実現に向けた取組みの強化
- (2) 積極的・効果的な広報活動の実践
- (3) 広報紙を活用した適時的確な情報の発信
- (4) 農業共済新聞の普及推進による制度理解の向上
- (5) SNSを活用した制度普及活動の実施

5 コンプライアンス態勢の強化

- (1) 「農業共済団体に対する監督指針」に沿った業務執行の適正化
- (2) 各種リスクの体系的管理の徹底による態勢強化
- (3) 監査機能の強化による業務執行体制の適正化
- (4) 事務処理統一による事務の効率化及び適正化
- (5) 地区担当の定期的人事異動による内部牽制機能の強化
- (6) 全職員対象のコンプライアンス研修会の実施

6 人材の育成と職員の資質向上

- (1) 農業保険の加入推進に必要な専門的人材の育成
- (2) 農業者の経営継続を支援できる人材の育成
- (3) 能力開発を目的とした計画的人事異動の実施
- (4) 農業の理解習熟を目的とした体験型研修の実施
- (5) 管理監督上限年齢に達する職員に対するモチベーション向上研修の実施
- (6) 年齢や役職等に応じた階層別職員研修の実施

令和8年度 事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 支所		組合員数	農作物共済		家畜共済					
			水稻	麦	死亡廃用					
					乳用牛 (子牛等)		肉用牛 (子牛等)		一般馬	
					搾乳牛	育成乳牛 (子牛等)	繁殖用 雌牛	育成・肥育牛 (子牛等)	繁殖用 雌馬	育成・肥育馬
区域 内 の 概 数 (A)	戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
	県 南	16, 544	1, 233, 854	24, 563	4, 521	3, 056	2, 529	19, 037	0	0
	中 央	23, 589	2, 793, 774	100, 091	5, 572	2, 042	7, 564	20, 810	10	4
	県 北	25, 262	3, 022, 600	104, 300	2, 968	1, 275	13, 927	52, 019	0	0
	合 計	65, 395	7, 050, 228	228, 954	13, 061	6, 373	24, 020	91, 866	10	4
前 年 度 引 受 実 績	県 南	15, 551	443, 720	3, 180	3, 704	2, 479 (268)	2, 134	16, 739 (1, 202)	0	0
	中 央	22, 174	1, 393, 938	45, 975	4, 548	1, 571 (35)	6, 714	20, 865 (283)	2	0
	県 北	23, 746	1, 382, 829	41, 062	2, 698	1, 185 (119)	11, 460	47, 244 (3, 524)	0	0
	合 計	61, 471	3, 220, 487	90, 216	10, 950	5, 235 (422)	20, 308	84, 848 (5, 009)	2	0
本 年 度 引 受 計 画 (B)	県 南	15, 116	417, 300	3, 180	3, 443	2, 470 (267)	2, 017	16, 159 (1, 160)	0	0
	中 央	21, 553	1, 358, 058	43, 751	4, 340	1, 520 (33)	6, 230	19, 366 (263)	2	0
	県 北	23, 081	1, 313, 700	36, 955	2, 569	1, 104 (110)	10, 985	44, 925 (3, 351)	0	0
	合 計	59, 750	3, 089, 058	83, 886	10, 352	5, 094 (410)	19, 232	80, 450 (4, 774)	2	0
本年度 引受予定率 (B)/(A)		91. 4%	43. 8%	36. 6%	79. 3%	79. 9%	80. 1%	87. 6%	20. 0%	0. 0%

※端数処理の関係で合計が必ずしも一致しない。

共済目的等 支所		家畜共済									
		死亡廃用					疾病傷害				
		種豚	肉豚	種雄牛	種雄馬	計	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	種雄牛
区域 内 の 概 数 (A)	県 南	頭 4, 179	頭 34, 327	頭 0	頭 0	頭 67, 649	頭 5, 498	頭 7, 647	頭 	頭 3, 298	頭 0
	中 央	3, 519	24, 940	4	0	64, 465	5, 071	15, 406	11	3, 850	4
	県 北	7, 269	67, 748	8	0	145, 214	3, 063	29, 494		6, 814	8
	合 計	14, 967	127, 015	12	0	277, 328	13, 632	52, 547	11	13, 962	12
前 年 度 引 受 実 績	県 南	1, 037	10, 383	0	0	36, 476 (1, 470)	4, 186	4, 250	0	0	0
	中 央	395	2, 639	2	0	36, 736 (318)	4, 676	15, 119	2	0	2
	県 北	474	3, 973	8	0	67, 042 (3, 643)	3, 035	23, 681	0	0	8
	合 計	1, 906	16, 995	10	0	140, 254 (5, 431)	11, 897	43, 050	2	0	10
本 年 度 引 受 計 画 (B)	県 南	1, 042	8, 929	0	0	34, 060 (1, 427)	4, 036	4, 112	0	0	0
	中 央	380	2, 540	2	0	34, 380 (296)	4, 240	14, 206	2	0	2
	県 北	0	0	8	0	59, 591 (3, 461)	2, 869	22, 206	0	0	8
	合 計	1, 422	11, 469	10	0	128, 031 (5, 184)	11, 145	40, 524	2	0	10
本年度 引受予定率 (B)/(A)		9. 5%	9. 0%	82. 6%	－	46. 2%	81. 8%	77. 1%	18. 2%	0. 0%	82. 6%

共済目的等 支所		家畜共済		計	果樹共済				畑作物共済			
		疾病傷害			収穫			樹体	大豆	ばれい しょ	そば	蚕繭
		種雄馬	計		りんご	なし	計					
区域 内 の 概 数 （ Ａ ）	県 南	頭 0	頭 16, 443	頭 84, 092	a 5, 743	a 7, 028	a 12, 771	a 12, 771	a 98, 508	a 350	a 8, 913	箱 15. 00
	中 央	0	24, 342	88, 807	2, 058	2, 859	4, 917	4, 917	473, 965	3, 133	27, 115	0. 00
	県 北	0	39, 379	184, 592	2, 301	0	2, 301	2, 301	412, 300	8, 800	6, 000	3. 00
	合 計	0	80, 164	357, 492	10, 102	9, 887	19, 989	19, 989	984, 773	12, 283	42, 028	18. 00
前 年 度 引 受 実 績	県 南	0	8, 436	44, 912 (1, 470)	498	1, 197	1, 696	0	32, 718	0	856	0. 00
	中 央	0	19, 799	56, 535 (318)	191	347	538	0	248, 156	1, 958	2, 005	0. 00
	県 北	0	26, 724	93, 766 (3, 643)	184	0	184	0	159, 991	0	4, 957	0. 00
	合 計	0	54, 959	195, 213 (5, 431)	873	1, 544	2, 417	0	440, 866	1, 958	7, 818	0. 00
本 年 度 引 受 計 画 （ Ｂ ）	県 南	0	8, 148	42, 208 (1, 427)	498	1, 197	1, 696	0	30, 395	0	771	0. 00
	中 央	0	18, 450	52, 830 (296)	191	347	538	0	217, 449	2, 040	4, 805	0. 00
	県 北	0	25, 083	84, 674 (3, 461)	184	0	184	0	151, 991	0	4, 709	0. 00
	合 計	0	51, 681	179, 712 (5, 184)	873	1, 544	2, 417	0	399, 835	2, 040	10, 285	0. 00
本年度 引受予定率 （ Ｂ ） ／ （ Ａ ）		－	64. 5%	50. 3%	8. 6%	15. 6%	12. 1%	0. 0%	40. 6%	16. 6%	24. 5%	0. 0%

共済目的等 支所		園芸施設共済											任意共済	
		ガラス室		プラスチックハウス								計	建物共済	農機具共済
		I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類甲	IV 類乙	V 類	VI 類	VII 類			
区域 内 の 概 数 (A)	県 南	棟 0	棟 54	棟 0	棟 7,383	棟 17	棟 139	棟 275	棟 7	棟 4	棟 0	棟 7,879	棟 38,500	台 13,600
	中 央	0	6	1	8,420	10	62	55	14	1	0	8,569	58,800	29,300
	県 北	0	8	1	7,797	37	116	117	16	10	0	8,102	70,000	25,000
	合 計	0	68	2	23,600	64	317	447	37	15	0	24,550	167,300	67,900
前 年 度 引 受 実 績	県 南	0	23	0	4,593	9	84	140	5	2	0	4,856	28,521	9,134
	中 央	0	3	0	6,218	9	39	46	10	1	0	6,326	32,532	14,296
	県 北	0	1	0	5,459	16	67	72	6	7	0	5,628	36,256	12,924
	合 計	0	27	0	16,270	34	190	258	21	10	0	16,810	97,309	36,354
本 年 度 引 受 計 画 (B)	県 南	0	23	0	4,448	9	84	140	5	2	0	4,711	27,220	9,152
	中 央	0	3	0	5,756	9	36	38	10	1	0	5,853	31,195	14,105
	県 北	0	1	0	5,014	16	61	69	6	5	0	5,172	34,202	12,844
	合 計	0	27	0	15,218	34	181	247	21	8	0	15,736	92,617	36,101
本年度 引受予定率 (B)/(A)		－	39.7%	0.0%	64.5%	53.1%	57.1%	55.3%	56.8%	53.3%	－	64.1%	55.4%	53.2%

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物・果樹・畑作物・園芸施設共済・家畜共済事業の規模

共済目的等 項 目				引 受				共済金額
				本年度予定		前年度実績		
				引受面積等	引受収量	引受面積等	引受収量	
農作物共済	水稲	半相殺	3,089,058 a	125,929,819 kg	3,168,360 a	128,477,388 kg	29,507,308 千円	
		全相殺			46,967 a	2,102,108 kg		
		インデックス			5,160 a	258,088 kg		
		品 質			a			
	小 計	3,089,058 a	125,929,819 kg	3,220,487 a	130,837,584 kg	29,507,308		
	麦	半相殺			0 a	0 kg		
		全相殺			0 a	0 kg		
		インデックス			0 a	0 kg		
		災害収入	83,886 a		90,216 a		225,622	
	小 計	83,886 a		90,216 a		225,622		
計	3,172,944 a		3,310,703 a		29,732,931			
家畜共済	死亡廃用	乳用牛	搾乳牛	10,352 頭	10,950 頭	2,127,940		
			育成牛 (子牛等)	5,094 頭 (410) 頭	5,235 頭 (422) 頭	723,730		
		肉用牛	繁殖用雌牛	19,232 頭	20,308 頭	6,526,718		
			育成・肥育牛 (子牛等)	80,450 頭 (4,774) 頭	84,848 頭 (5,009) 頭	37,586,315		
		一般馬	繁殖用雌馬	2 頭	2 頭	1,231		
			育成・肥育馬	0 頭	0 頭	0		
		種豚	1,422 頭	1,906 頭	73,142			
		肉豚	11,469 頭	16,995 頭	137,628			
		種雄牛	10 頭	10 頭	5,301			
		種雄馬	0 頭	0 頭	0			
	疾病傷害	計 (子牛等)	128,031 頭 (5,184) 頭	140,254 頭 (5,431) 頭	47,182,005			
		乳用牛	11,145 頭	11,897 頭	462,371			
		肉用牛	40,524 頭	43,050 頭	1,116,459			
		一般馬	2 頭	2 頭	67			
		種豚	0 頭	0 頭	0			
		種雄牛	10 頭	10 頭	469			
		種雄馬	0 頭	0 頭	0			
	計	51,681 頭	54,959 頭	1,579,366				
	計 (子牛等)	179,712 頭 (5,184) 頭	195,213 頭 (5,431) 頭	48,761,371				
	果樹共済	収穫	りんご	873 a	873 a	24,426		
			な し	1,544 a	1,544 a	79,960		
			計	2,417 a	2,417 a	104,386		
		樹 体	0 a	0 a	0			
	畑作物共済	大 豆	399,835 a	6,456,425 kg	440,866 a	7,103,634 kg	1,464,453	
		ばれいしょ	2,040 a	393,000 kg	1,958 a	376,981 kg	17,685	
		そ ば	10,285 a	27,198 kg	7,818 a	20,509 kg	4,651	
蚕 繭		0.00 箱	0 kg	0.00 箱	0 kg	0		
計			6,876,623 kg		7,501,124 kg	1,486,789		
園芸施設共済	プラスチック	I 類	0 棟	0 棟	0			
		II 類	27 棟	27 棟	329,255			
		I 類	0 棟	0 棟	0			
		II 類	15,218 棟	16,270 棟	5,286,684			
		III 類	34 棟	34 棟	344,540			
		IV 類甲	181 棟	190 棟	1,437,336			
		IV 類乙	247 棟	258 棟	2,714,204			
		V 類	21 棟	21 棟	184,792			
		VI 類	8 棟	10 棟	6,167			
		VII 類	0 棟	0 棟	0			
計	15,736 棟	16,810 棟	10,302,977					
合 計					90,388,454			

※端数処理の関係で合計が必ずしも一致しない。

共済掛金			保険料 D	交付金又は 納入保険料 E=B-D	手持共済 掛 金 F=C+E	備 考
総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
千円 226,392	千円 113,196	千円 113,196	千円 161,015	千円 △ 47,819	千円 65,377	
226,392	113,196	113,196	161,015	△ 47,819	65,377	
12,778	6,727	6,051	2,308	4,419	10,470	
12,778	6,727	6,051	2,308	4,419	10,470	
239,170	119,923	119,247	163,323	△ 43,400	75,846	
114,617	57,308	57,309	23	57,285	114,594	
9,448	4,724	4,724	8	4,716	9,440	
84,333	42,202	42,131	73	42,129	84,260	
350,668	175,325	175,343	360	174,965	350,308	
16	8	8	0	8	16	
0	0	0	0	0	0	
248	99	149	2	97	246	
2,023	809	1,214	19	790	2,004	
405	202	203	0	202	405	
0	0	0	0	0	0	
561,758	280,677	281,081	485	280,192	561,273	
114,693	57,346	57,347	4	57,342	114,689	
378,995	189,497	189,498	10	189,487	378,985	
26	13	13	0	13	26	
0	0	0	0	0	0	
92	46	46	0	46	92	
0	0	0	0	0	0	
493,806	246,902	246,904	14	246,888	493,792	
1,055,564	527,579	527,985	499	527,080	1,055,065	
517	258	259	139	119	378	
3,076	1,538	1,538	1,223	315	1,853	
3,593	1,796	1,797	1,362	434	2,231	
0	0	0	0	0	0	
94,964	52,230	42,734	17,189	35,041	77,775	
1,783	980	802	806	174	977	
369	203	166	204	△ 1	165	
0	0	0	0	0	0	
97,116	53,414	43,702	18,199	35,215	78,917	
0	0	0	0	0	0	
3,075	1,537	1,538	977	560	2,098	
0	0	0	0	0	0	
157,173	78,586	78,587	30,511	48,075	126,662	
12,734	6,367	6,367	3,830	2,537	8,904	
17,694	8,847	8,847	4,781	4,066	12,913	
23,016	11,508	11,508	2,274	9,234	20,742	
1,761	880	881	243	637	1,518	
559	279	280	34	245	525	
0	0	0	0	0	0	
216,012	108,004	108,008	42,650	65,354	173,362	
1,611,455	810,716	800,739	226,034	584,682	1,385,421	

(2) 任意共済事業の規模

項目 共済目的		引 受						共済金額
		本年度予定			前年度実績			
		建物棟数	農機具台数	保管中 農産物	建物棟数	農機具台数	保管中 農産物	
建 物	総 合	棟 16,481	台	口	棟 17,505	台	口	千円 164,662,640
	火 災	76,136			79,804			921,009,360
	計	92,617			97,309			1,085,672,000
農 機 具	損 害		36,096			36,345		103,303,340
	更 新		5			9		25,780
	計		36,101			36,354		103,329,120
農保 産管 物中	Aタイプ			103			103	103,000
	Bタイプ			31			31	31,000
	計			134			134	134,000
計		92,617	36,101	134	97,309	36,354	134	1,189,135,120
保険割合		地震等 50%			保険手数料率			総合 16.90%
		地震等以外 30%						火災 40.45%

項目 共済目的		共済掛金、賦課金			任 意 保険料 C	保 険 手数料 D	手持共済 掛 金 E= A-B-C+D
		総額 A	純共済 掛金	事務費 賦課金 B			
建物	総 合	千円 462,419	千円 361,086	千円 101,333	千円 177,504	千円 29,998	千円 213,580
	火 災	911,099	502,637	408,462	273,330	110,561	339,868
	計	1,373,518	863,723	509,795	450,834	140,559	553,448
農機具	損 害	351,381	202,510	148,871			202,510
	更 新	2,969	2,892	77			2,892
	計	354,350	205,402	148,948			205,402
農保 産管 物中	Aタイプ	258	181	77	192		
	Bタイプ	202	142	60	150		
	計	460	323	137	342		
計		1,728,328	1,069,448	658,880	451,176	140,559	758,850

共済金額合計

	本年度計画	前年度計画	増 減
	千円	千円	千円
制 度 共 済	90,388,454	88,709,080	1,679,374
任 意 共 済	1,189,135,120	1,222,261,410	△ 33,126,290
合 計	1,279,523,574	1,310,970,490	△ 31,446,916

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受方式等選択の周知

ア) 引受方式、補償割合、単位当たり共済金額を経営の実態に即して選択できることを周知徹底する。

イ) 農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）や全相殺方式、半相殺方式の補償内容や掛金等について比較できるパンフレット等を作成のうえ、農業者のニーズに合った加入の提案に努める。

ウ) 関係機関・団体等と連携を図り、あらゆる機会を通じて収入保険や全相殺方式及び半相殺方式の加入推進に努める。

エ) 全相殺方式について、加入希望者に係る乾燥調製施設管理者や乾燥調製受託者と引受及び損害評価におけるデータ提供時期等の調整を行い、全相殺方式へスムーズに移行できる体制の構築に努める。

オ) 全相殺方式について、青色申告及び白色申告で、組合が必要とする税務申告用の帳簿等を整備し、かつ提供できる方に対して推進を行う。

カ) 令和5年から3年連続で記録的な猛暑となり、今後も高温等による米の品質低下が懸念されることから、青色申告者には様々なりスクに対応できる収入保険の推進を基本とし、品質方式加入資格者には、品質低下による損失も補填できる品質方式の周知等を図っていく。

(イ) 顧客リストの整備

職員による資源把握や、共済部長等基礎組織者、関係機関・団体等からの情報提供を得て、有資格農業者を把握し顧客リストを整備する。

(ウ) 有資格農業者への加入推進

ア) 顧客リストを基に無保険者を出さないよう農業共済制度及び収入保険制度のいずれかの制度に加入をいただくよう推進する。

イ) 全相殺方式に加入を希望する方へ丁寧な制度説明を行い、全相殺方式への移行を推進する。

ウ) 水田情報一体化事務処理により、関係機関と連携し加入推進する。

エ) 加入申込書の取りまとめを申込期限より前倒しして実施し、未提出者及び未加入者へ個別訪問を実施する。

(エ) 共済掛金等の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程払込期限内の納入督促に努める。

(2) 家畜共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 適切な制度選択の支援

制度選択の検討に必要な資料・情報の提供を行い、提案型推進の充実によって適正な家畜共済制度の普及を図る。

(イ) 農業経営体自ら行う備えへの支援

顧客リストを継続的に整備しながら活用し、未加入者に対してはリスク対策として制度の普及啓蒙に努める。

(ウ) 推進体制の構築・整備

事業横断的で効率的な加入推進体制を確立するとともに、加入推進にあたる職員の教育・研修を強化する。

組合家畜診療所と未加入者の情報を共有するため、会議等を開催する。

(エ) 次期制度改正に向けた情報収集及び意見集約と改善要請

イ 事業運営基盤の強化

(ア) 標準システムに準拠した効率的かつ統一された事務処理体制の運用

Webシステム化に向けたEUCの整理統合を行う。さらに、支所の事務処理統一に係る検証を継続的に進め、業務の適正化、合理化及び効率化を図る。

(イ) 適切な危険段階別共済掛金率等の適用

組合員ごとの事故実績を適切に危険段階及び死亡廃用限度額に反映させ、疾病傷害共済のガイドライン適用により収支の安定を図り、適正な引受が行われているかモニタリングする。

(3) 果樹共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受方式等選択の周知

果樹共済の引受方式の仕組み等について周知徹底を図り、果樹共済への理解を深めるとともに半相殺減収総合方式又は白色申告者には帳簿全相殺減収方式への加入を推進する。併せて青色申告者には収入保険を推進する。

(イ) 顧客リストの整備

職員による資源把握や、共済部長等基礎組織者、関係機関・団体等からの情報提供を得て、有資格農業者を把握し顧客リストを整備する。

なお、有資格面積の結果は、結果樹面積調査の補完情報として東北農政局統計部統計調査担当に情報提供する。

(ウ) 有資格農業者への加入推進

顧客リストを基に、個別訪問等により提案型推進を展開する。総合的にリスクをカバーできる方式として青色申告者には収入保険、白色申告者には半相殺減収総合短縮方式及び帳簿全相殺減収方式を勧める。

(エ) 適正な引受の推進

ア) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知

イ) 園地台帳、植栽図の整備

共済部長等基礎組織者の協力を得て、園地台帳及び植栽図の補正を行い、適正な引受に努める。

ウ) 引受に係る現地調査の徹底

加入申込みのあった農業者について、共済部長等基礎組織者の協力を得て、現地調査等により栽培の実態を正確に把握し、適正な引受に努める。

エ) 共済掛金等の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程期限内の納入督促に努める。

(4) 畑作物共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 顧客リストの整備

職員による資源把握や、共済部長等基礎組織者、関係機関・団体等からの情報提供を得て、有資格農業者を把握し顧客リストを整備する。

(イ) 有資格農業者への加入推進

全ての有資格農業者を対象に、大豆、そば、ばれいしょ及び蚕繭を加入推進する。大豆及びばれいしょは全相殺方式、そばは全相殺方式又は地域インデックス方式を推進する。併せて青色申告者には収入保険を推進する。

また、未加入者に対しては、個別訪問等により制度説明と加入意思等の確認を徹底する。

(ウ) 適正な引受の推進

ア) 単位当たり共済金額選択の周知

共済金の支払額算定における経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払との関係を説明し、適切な単位当たり共済金額の選択が行われるよう推

進する。

イ) 引受方式・補償割合の選択

引受方式及び補償割合が選択できることを周知し、適切な選択が行われるよう推進する。

ウ) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知

エ) 蚕繭における掃立計画の早期把握と確かな補償の推進

オ) 共済掛金等の期限内納入の徹底

共済関係の解除とならないよう共済掛金等の事業規程払込期限内の納入督促に努める。

(5) 園芸施設共済

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 顧客リストの整備

職員による資源把握や、共済部長等基礎組織者、関係機関・団体等からの情報提供を得て、有資格農業者を把握し顧客リストを整備する。

(イ) 有資格農業者への加入推進

ア) 全ての有資格農業者に対するパンフレットの配布、個別訪問や生産部会等での説明会等を通じて制度改正の内容を周知徹底する。(平成30年の制度改正による掛金の国庫負担対象金額の引上げ等、令和元年の掛金の大幅割引パッケージ、令和2年度の付保割合引上げ等、令和3年度の標準価額の見直しによる補償の充実等)

イ) 国や県、市町村等の補助事業により導入される園芸施設に対しては、関係機関・団体等からの情報提供を得て、制度説明・加入推進を行う。

ウ) 野菜・花き経営の未加入者等に対しては、制度改正により補償が拡充されていることや掛金負担を抑えて加入できることなどを丁寧に説明し、農業者のニーズを十分聞き取り、提案型の加入推進に努める。

エ) 園芸施設共済(本体)と収入保険のセット加入を勧める。

オ) 農業者の集団とハウスの補強や園芸施設共済への集団加入等に取り組む旨の協定締結を推し進め、集団加入を推進する。

(ウ) 附帯施設、撤去費用、復旧費用の推進

ガラス室及び鉄骨ハウスについては、附帯施設、撤去費用及び復旧費用のセット加入を推進する。

(エ) 適正な引受の推進

ア) 組合員等別危険段階基準共済掛金率設定の周知

イ) 現地調査体制の強化

現地調査の実施体制を強化し、適正な引受に努める。

イ 加入率向上に向けた取組

(ア) 加入推進の強化

被災農業者の営農継続のためには、自然災害等への事前の備えが重要であり、リスク啓発及び加入推進を図っていくことが必要であることから、支所ごとに設定した目標加入率の達成に向けて取り組む。

(イ) 推進計画の策定

個別又は月別の推進計画を策定する。

(ウ) 進捗状況の管理

目標達成に向けて進捗状況を随時確認する。

(6) 任意共済

(建物共済)

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受拡大方策

ア) 新築物件の加入推進

新築された物件（住宅・農作業場等）について、共済部長や関係機関の協力を得て情報を入手し加入推進を行う。

(イ) 自動継続特約の定着化

自動継続特約の付帯加入が大半を占め、その更改申込みを迎える時期となり、同特約の更新を勧める。

(ウ) 既加入者の補償充実方策

既加入者の補償の充実を図るため、臨時費用担保特約・小損害実損填補特約の加入推進を行う。

ア) 臨時費用担保特約の推進

臨時費用担保特約の給付率 30%付帯をお勧めして同特約の加入推進に努め、付帯率の向上を図る。

イ) 小損害実損填補特約の推進

付保割合 80%未満の住宅に対し、小損害実損填補特約 50 万円をお勧めして同特約の加入推進に努め、付帯率の向上を図る。

ウ) 自動継続特約加入者に対する補償充実の推進

自動継続特約の期間が長期（６年以上）で設定されている加入者に対して、期間の途中における補償の充実を図るため、提案型の加入推進に努める。

エ）家具類や附属建物の推進

住宅加入で家具類又は附属建物が未加入の物件について、家具類や附属建物の加入推進に努める。

（エ）建物共済未加入者に対する推進

制度共済加入者のうち建物共済の未加入者に対し、制度共済、収入保険の推進と併せて建物共済の加入推進に努める。

（オ）農業法人への加入推進

農業法人の加入状況を把握し、所有する建物の加入推進に努める。

併せて、同法人の構成員に対する加入推進に努める。

（カ）共済部長との連携強化

ア）共済部長への推進支援依頼

共済部長は組合と組合員を結ぶパイプ役であり、共済部長の推進支援が不可欠であることから、情報の提供等推進の支援を依頼する。

イ）職員推進との役割分担・連携強化による効果的な推進体制の確立

職員による個別推進を基本とするが、共済部長からの前項の推進支援を受け、効率的・効果的な推進体制を確立する。

（キ）適正な引受の推進

ア）引受審査要領に基づく引受業務の徹底

引受審査要領に基づく引受の適正化に努める。

イ）自動継続特約付帯者の完全引受と共済掛金等の完全徴収

自動継続特約付帯者の完全引受を確保するため、共済掛金等が未納とならないよう共済掛金等の完全徴収に努める。

ウ）加入申込書の管理

加入申込書の提出遅延による継続漏れ防止のため、配付及び回収管理を徹底する。

（ク）制度の普及・啓蒙

自動継続特約付帯の加入者が大勢を占める中、近年組合員との接点が減少している。建物共済の認知度低下を防ぐため、広報紙、チラシを活用し広く制度の普及・啓蒙を図り加入推進を行う。

(農機具共済)

ア 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

(ア) 引受拡大方策

ア) 新規導入農機具の加入推進

新規に導入される農機具について、関係機関や農機具販売業者の協力を得て情報を入手し加入推進を行う。

イ) 総合共済の加入推進

稼働中の事故をも補償する総合共済について、共済掛金等の無事故割引制度を周知し加入推進に努める。

ウ) 火災共済の加入推進強化

総合共済への加入継続を見合わせる農機具及び加入制限農機具（経過年数が農機具共済耐用年数7年に10年を加えた年数を超過した農機具）について、万一の火災、落雷、盗難等の災害に備え、掛金負担の少ない火災共済の加入を勧める。

エ) 新調達価額までの加入推進

適正な新調達価額を算出して同額の共済金額をお勧めし加入推進に努める。

オ) 特約の加入推進

補償の充実と適正な補償を目指し、臨時費用担保特約、地震等担保特約、付保割合条件付実損填補特約等の付帯をお勧めし加入推進に努め、付帯率の向上を図る。

(イ) 農機具共済未加入者に対する推進

ア) 制度共済加入者のうち農機具共済未加入者に対し、制度共済、収入保険の推進と併せて農機具共済の加入推進に努める。

(ウ) 共済部長との連携強化

ア) 共済部長への推進支援依頼

共済部長は組合と組合員を結ぶパイプ役であり、共済部長の推進支援が不可欠であることから、情報の提供等推進の支援を依頼する。

イ) 職員推進との役割分担・連携強化による効果的な推進体制の確立

職員による個別推進を基本とするが、共済部長から前項の推進支援を受け効率的・効果的な推進体制を確立する。

(エ) 適正な引受の推進

ア) 新規加入農機具の現物確認の徹底

農機具の新規加入や入替時に、加入機種の様式並びに附属装置等の新調達価額を把握するため現物確認を徹底する。

イ) 異動連絡の周知徹底

共済責任期間中の異動連絡の周知徹底に努める。

ウ) 継続加入の完全引受と共済掛金等の完全徴収

継続加入の完全引受を確保するとともに、継続加入者の共済掛金等が未納とならないよう共済掛金等の完全徴収に努める。

エ) 無事故割引・有事故割増制度の周知

総合共済における共済掛金率の適用に当たり、無事故割引・有事故割増制度を周知する。

(保管中農産物補償共済)

ア 激甚化する自然災害への対応強化

(ア) 引受拡大方策

ア) 制度共済の推進時に保管中農産物補償共済の制度内容を説明し、加入推進に努める。

イ) 水稻共済掛金等払込通知書等の確認書類に保管中農産物補償共済のチラシを同封し、制度の普及を図りながら推進する。

(イ) 制度の普及・啓蒙

広報紙、チラシを活用し広く制度の普及・啓蒙を図り加入推進を行う。

4 損害評価の適正化方策

(1) 農作物共済

(水稻、麦)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な事故発生通知及び損害通知

ア) 水稻、麦の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握

被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ) 適時的確な事故発生通知及び損害通知の徹底

共済事故発生時の見回り調査及び定期的な被害（生育）概況調査を実施し、

被害の状況や昂進状況等を把握し農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出する。

ウ) 適正な被害申告の励行

共済事故発生時には、速やかな通知と収穫期に被害申告を促すとともに、登熟不良等被害収穫前判定システム、現地調査、関係機関・団体等からの情報等を総合的に判断し、被害が見込まれる加入者に適正な被害申告を促す。

エ) 農家申告抜取調査

半相殺方式の農家申告抜取調査について、加入者へ周知するとともに円滑な調査の実施に努める。

オ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

損害評価研修会等により職員の調査技術向上と知識習得に努める。

(イ) 損害評価の精度向上

ア) 損害評価研修会の開催

イ) 適切な損害評価地区の設定

ウ) 損害評価員適任者の確保

(ウ) 適正な農家申告抜取調査及び抜取調査並びに施設計量等調査の実施

(エ) 被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

(2) 家畜共済

ア 適正な事故処理と共済金の早期支払い

イ 事故審査体制の強化と適正効率化

(ア) 事故審査については、効率化だけではなく統一した基準に基づいて適正な審査ができるよう体制を強化する。

(イ) 病傷事故について、獣医師が発行する診療種別等通知書の受取と保管に係る周知徹底を図るチラシ等発行及び交付不履行があった場合の獣医師に対する改善を促す通知等により適正な現地確認調査に努める。

(3) 果樹共済

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 基準収穫量の適正な設定

現地調査による実態に即した設定指数と過去の損害評価結果を反映した修正係数を適用し、適正に基準収穫量を設定する。

(イ) 被害概況の的確な把握と適時的確な事故発生通知及び損害通知

ア) 果樹の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握

被害（生育）概況を、果樹の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査して、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ）適時的確な事故発生通知及び損害通知の徹底

共済事故発生時の見回り調査及び定期的な被害（生育）概況調査により農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出するとともに、被害の発生状況、拡大・昂進状況に応じた適正な事故発生通知及び損害通知の実施に努める。

ウ）適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、共済事故発生時の速やかな通知及び収穫期の被害申告を促す。

エ）農家申告抜取調査

半相殺方式の農家申告抜取調査について周知するとともに、円滑な調査実施に努める。

オ）突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化と報告

（ウ）適正な損害評価の推進

ア）損害評価の精度向上を目的とした研修

イ）損害評価体制の整備・強化

ウ）現地調査における関係機関からの技術指導

関係機関の技術指導を得て、公平な分割評価の実施など、適正な損害評価に努める。

（エ）被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

（４）畑作物共済

（大豆）

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

（ア）被害概況の的確な把握と適時的確な事故発生通知及び損害通知

ア）大豆の生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握
被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ）適時的確な事故発生通知及び損害通知の徹底

共済事故発生時の見回り調査及び定期的な被害（生育）概況調査を実施し、被害の状況や昂進状況等を把握し農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出す

る。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等により加入者に制度・仕組みの普及を図り、共済事故発生時の速やかな通知及び収穫期の被害申告を促す。

エ) 農家申告抜取調査

半相殺方式の農家申告抜取調査について、加入者へ周知するとともに円滑な調査の実施に努める。

オ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

(イ) 損害評価の精度向上

ア) 損害評価研修会の開催

イ) 適切な損害評価地区の設定

ウ) 損害評価員適任者の確保

エ) 損害評価会委員等に対する損害評価結果のフィードバック

(ウ) 適正な農家申告抜取調査及び抜取調査並びに出荷数量等調査の実施

(エ) 被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

(ばれいしょ、そば)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な事故発生通知及び損害通知

ア) ばれいしょ、そばの生育状況に合わせた定期的な概況調査による被害（生育）状況の把握

被害（生育）概況を作物の生育状況に合わせて定期的かつ計画的に調査するとともに、突発的な被害の発生に際しては迅速に調査し、被害（生育）状況を的確に把握し、適正な損害評価に努める。

イ) 適時的確な事故発生通知及び損害通知の徹底

共済事故発生時の見回り調査及び定期的な被害（生育）概況調査を実施し、被害の状況や昂進状況等を把握し農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出する。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等により加入者に制度・仕組みの普及を図り、共済事故発生時の速やかな通知及び収穫期の被害申告を促す。

エ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

(イ) 適正な出荷数量等調査の実施

(ウ) 被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

(蚕繭)

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な事故発生通知及び損害通知

ア) 被害概況の的確な把握

関係機関・団体等と連携を密にし、定期的な概況調査等により、被害申告の漏れがないよう努める。

イ) 適時的確な事故発生通知及び損害通知の徹底

共済事故発生時の見回り調査及び定期的な被害（生育）概況調査を実施し、被害の状況や昂進状況等を把握し農林水産大臣等に的確な損害通知書を提出する。

ウ) 適正な被害申告の励行

広報紙等により加入者に制度・仕組みの普及を図り、共済事故発生時の速やかな通知及び収穫期の被害申告を促す。

エ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化

(イ) 適正な出荷数量等調査の実施

(ウ) 被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

(5) 園芸施設共済

ア 事業運営基盤の強化（適正な損害評価の実施のための体制維持強化）

(ア) 被害概況の的確な把握と適時的確な損害通知

ア) 適正な被害申告の励行

広報紙等を活用して加入者に制度・仕組みを普及するとともに、損害発生時の速やかな被害申告を促す。

イ) 突発的な災害に対応する概況調査体制の整備・強化と報告

突発的な災害発生時の概況調査体制の整備・強化を進めるとともに、迅速な取りまとめを徹底し、適時的確に農林水産省に損害通知にて報告する。

(イ) 異動通知の励行

被覆計画（被覆期間、未被覆期間）に変更が生じた場合、組合への報告を周知徹底し、速やかな異動通知を促す。

(ウ) 広域災害に対応した損害評価体制の確立

広範囲に及ぶ災害発生時に適正な損害評価を実施するため、全職員対象の研修会を開催し、迅速に対応できる損害評価体制を確立する。

(エ) 被害申告をした加入者に対する適正な損害評価結果の通知

(6) 任意共済

(建物共済)

- ア 加入者からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図る。
- イ 共済金の早期支払に努めるとともに、履行期限内支払いを徹底するため各種書類の管理等に留意し、より適正な事故処理に努める。
- ウ 異常気象によって多発する自然災害に備え、職員の損害評価技術の向上、適正化と共済金の早期支払に資するため、損害評価技術研修会を開催する。

(農機具共済)

- ア 加入者からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、事故処理の適正化と共済金の早期支払に努める。
- イ 現地調査において、事故原因や事故範囲を特定するのに困難が想定される場合は、損害評価員との合同損害評価を実施し、適正な損害評価に努める。

(保管中農産物補償共済)

- ア 加入者からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図るとともに、事故処理の適正化と共済金の早期支払に努める。

5 損害防止事業の実施計画

(1) 農作物共済

- ア 地域の実情に応じた病虫害防除の推進

(ア) 異常災害発生時の連携

いもち病の大発生等、異常災害時に緊急対応できるよう、関係機関・団体等と連携を図る。

(イ) 産業用無人ヘリコプター及びドローンによる共同防除の推進

(ウ) 病虫害発生状況の把握と情報提供

ア) 農作物病虫害適期防除推進圃等調査と情報提供

農作物病虫害適期防除推進圃を中心に巡回調査を定期的実施し、病虫害防除所等関係機関・団体等と情報を共有するとともに指導協力を得て、組合員に的確な防除情報を提供し適期適正防除を推進する。

イ) 斑点米カメムシ類防除の徹底

良質米生産の課題となる斑点米カメムシ類について、関係機関・団体等と連携し適期防除を推進する。

イ 有害鳥獣駆除組織等に対し、鳥獣被害の情報提供及び情報共有

ウ 農薬の安全使用と危被害の未然防止の推進

エ 損害防止事業実施体制に係る検討

防除協議会等において、今後の損害防止事業実施体制等について検討協議を行う。

(2) 家畜共済

ア 農業者自らが実施する損害防止の支援

農業者が自ら行うリスク管理の重要性や効果的な損害防止の普及のため、次のことに取り組む。

(ア) リスク管理に関する情報の提供

(イ) 獣医師と連携した取組の展開

ア) 一般損害防止の展開

イ) 特定損害防止の展開

イ 関係機関・団体等との連携強化

(ア) 宮城県酪農・肉用牛生産近代化計画実践への積極的な関与

(イ) 事故対策協議会の活動強化（牛伝染性リンパ腫対策）

(ウ) 特定の疾病対策の検討と防疫体制の整備

(3) 畑作物共済

ア 地域の実情に応じた病虫害防除の推進

栽培の状況等地域の実情に応じた適正な病虫害防除について、関係機関・団体等と連携して推進する。

イ 産業用無人ヘリコプター及びドローンによる共同防除の推進

ウ 難防除雑草に対応した普及情報等の提供

試験研究機関、普及センター等の関係機関・団体等の指導協力により、県の普及に移す技術などの情報を生産者に提供する。

エ 適正な防除の推進

病虫害防除所等関係機関・団体等と情報を共有するとともに、指導協力を得て農薬の安全使用と危被害の未然防止並びに適正な蚕室蚕具の消毒及び使用桑園の防除を推進する。

(4) 任意共済

ア 加入者に対する損害防止に関する注意喚起

(ア) 広報媒体の活用による損害防止の呼びかけ

(イ) 火災予防運動と連携した防火意識の高揚

- (ウ) 農作業安全確認運動推進宮城県本部への参画と関係機関・団体等と連携した農作業事故防止意識の高揚

6 執行体制の整備

(1) 執行体制の整備方策

ア ガバナンスの整備・強化

(ア) 理事会

定款、理事会運営規則に基づき理事会を開催して事業運営及び業務執行に関する審議を行う。

(イ) 監事会

監事監査規則に基づき監事会を開催し、監査の方針及び計画等について協議するほか、監事の職務権限を適切に行使し、業務執行状況を調査するため中間監査及び決算監査を実施する。

(ウ) 役員協議会

組合運営に関する諸課題について、役員協議会において協議を行う。

(エ) 家畜診療所運営委員会

家畜診療所の効率的な運営と診療業務の安定を図るための対策を検討する。

(オ) コンプライアンス改善委員会

コンプライアンス態勢の整備・確立・改善等を確実なものにするため、コンプライアンス改善委員会を開催する。

(カ) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティに関する事項の総括及びセキュリティ対策の重要事項を決定するため情報セキュリティ委員会を開催する。

(キ) 余裕金運用管理委員会

経理規則に基づき余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金運用の適正な事務処理状況を確認する。また、本委員会において、余裕金運用の基本方針について協議し、理事会に提案の上方針を決定する。

イ N O S A I 人事考課の実施

人材を育成することを目的とした人事考課の実施により、職員の職務遂行能力の開発を進めるとともに、職員の自己目標設定による上司の支援を実施する。

ウ 適正な事務処理の徹底

公共的性格の団体としての使命と責任を認識し、信頼を失墜することのないよ

う適正な事務処理の励行に努める。

(2) 内部監査の充実

ア 自主点検の実施

自主点検実施要領に基づき、業務の健全性及び適切性を確保するため、年2回の自主点検を自主点検チェックリストに基づき実施する。

イ 内部監査の充実

内部監査実施要領に基づき、農業保険事業の適正な運営に資するため、年2回、全部署を対象に監査室による内部監査を実施する。なお、実施に際しては、常例検査、監事監査結果等の改善状況の確認及び内部監査チェックリストにより行い内部監査の充実強化を図る。

(3) 組合の機構

ア 事業推進体制の強化と将来にわたって安定的に事業を継続し得る執行体制とするため、策定した改善計画に基づき組合の機構の見直しを実行する。

イ 事務処理の統一を図り適切な事務処理に努めるとともに、本所、支所の連携を密に事業の円滑な実施に努める。

7 予算統制の方策

業務収支予算書に基づき常に支出の動向を見極め、予算内効率的支出に留意して予算統制を図る。

特に、平成22年1月15日に農林水産省から発出された「農業共済団体における効率的かつ適正な運営の推進について」の趣旨を踏まえ、業務経費全体の効率化等を図っていく。

8 事務機械化の実施方策

(1) 農業保険システムの円滑な運用

現運用基盤における、農業保険システムの運用を適切に行い、基幹システムの安定稼働に努める。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

ア 組合情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を徹底する。

イ 農業保険ネットワークの統一基準に基づき分離した、基幹系システムと情報系システムの適正な運用管理を行う。

(3) 将来を見据えた情報システム環境の整備

ア 農業保険システムW e b 化への対応

(ア) システム運用基盤更新

令和元年度に運用開始した現運用基盤が更改時期を迎えるため、令和8年度から運用開始予定のW e b システムに最適な運用基盤に更新する。

(イ) W e b システム移行

令和8年度内に提供される農業者情報管理、W e b 版農作物共済、W e b 版建物共済の各システムについて十分な動作検証を行いW e b システムへ移行する。

また、動作検証と並行してオプションシステムのW e b 対応を行い円滑な移行に努める。

(ウ) 農林水産省共通申請サービス

農林水産省共通申請サービスのオンライン申請の利用推進にかかる機器環境等を整備する。

イ 実施体制の改善計画への対応

(ア) 環境整備

支所統合による管轄範囲の拡大に対応したシステム環境を整備し効率的な運営の推進を行うとともに、実施体制の改善計画に係る改善策の検討において示された方針に従いシステム環境整備に努める。

(イ) 顧客管理システム

顧客管理システムおよび農業者情報管理システムを活用した体系的推進のため必要なシステム対応を行う。

ウ 業務の効率化並びに簡素化

(ア) 内部情報システム有効活用

令和5年度より稼働した内部情報システム（勤怠管理、業務管理、電子決裁、文書管理の統合システム）の目的としていた事務処理の合理化、効率化、ペーパーレス化を継続し蓄積データを活用した業務改善に努める。

(イ) D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進

効率的な運営体制を構築するため生成 AI の活用を進め、更なる業務効率化を図る。

9 広報・広聴活動の実施方策

(1) 組合広報紙による組合員への情報周知

組合広報紙を年5回発行し、N O S A I に関する情報を分かりやすく発信し、農

業者への理解を深める。

(2) ホームページによる広報活動の展開

ホームページで組合員や国民に向けて、N O S A I の役割や貢献及び地域の情報等を適切に発信し、農業やN O S A I に対する理解を促す。

(3) 農業保険の制度内容周知

組合広報紙、農業共済新聞等、SNSなどを活用して、農業者に確実に周知するよう取り組む。

(4) 農業者のニーズ把握とその実現に向けた取組

面談・訪問による加入推進等で農業者のニーズ把握に努め、ニーズについては、検討の上その実現に向けて取り組むとともに、仕組み改正等に係る事項については、農林水産省、全国農業共済協会及び全国農業共済組合連合会に対して適時的確に要望していく。

10 収入保険推進方策

(1) 農業者の経営展開・ニーズに即したセーフティネットの提供

農業者の経営安定を図るため様々なリスクの備えとして、関係機関、団体等と密接に連携しながら、収入保険の普及を図る。

ア 推進目標

収入保険の有資格者である青色申告者（2020 年農林業センサス）の5割の3,941経営体を加入推進目標に定め達成に向け取り組む。

イ 収入保険の普及及び加入推進活動

(ア) 関係機関との連携

宮城県農業保険推進協議会を開催し、収入保険の効果的な普及・推進の方策を検討する。

(イ) 広報活動の強化

広報紙や農業共済新聞、パンフレット等の媒体を活用し、収入保険の周知に努める。

(ウ) 説明会の開催

推進協議会構成員等の協力を得て、品目別または団体等ごとに収入保険の説明会を開催し、収入保険制度を周知し加入を促す。

ウ 顧客リストの整備

これまでの個別訪問で得た情報を基に青色申告実施の有無や生産している品目の

把握に努め、各農業者のニーズに即した補償内容を提案できるよう顧客リストを整備する。

エ 加入推進

(ア) 個別加入推進

顧客リストを基に経営規模や生産品目等を考慮し、保険料や補償内容等についてシミュレーションを用いるなど丁寧な説明を行う。

(イ) 収入保険説明会の開催

青色申告農業者を対象とした収入保険に関する説明会（兼加入申請受付会）を開催するなど、効率的な加入推進に努める。

(ウ) インターネット申請の普及推進

収入保険の加入申請等事務の効率化を図り、加入者の利便性を向上するため、インターネット申請の手続きについて紹介するなど普及推進を行う。

(2) 推進体制

ア 推進体制の確立

推進対象者へ制度普及によるセーフティネットの提供を徹底するため、体制を確立する。

イ 人材育成と役職員の資質向上

収入保険の加入推進や職務遂行に必要な知識の習得のため、定期的に研修会を開催するなど、役職員の資質向上を図る。

(3) 青色申告の普及

白色申告農業者を対象とした青色申告に移行するための説明会等を開催し、普及に努める。また、推進協議会構成員等の協力を得て、青色申告の普及に努める。

11 家畜診療

(1) 獣医療提供体制整備の推進と家畜診療所の安定経営

ア 獣医療提供体制整備の推進

(ア) 獣医職員確保対策の展開

①インターンシップの積極的な受入②獣医系大学と連携したキャリア形成支援（学位取得）③獣医師養成確保修学資金給付事業の利活用などにより獣医師の安定確保に努める。

獣医職員に対しては、獣医療技術研鑽や人材育成を行うほか、働き方改革の実施により働きやすい職場環境の構築を目指す。

(イ) 診療施設・設備の整備

各家畜診療センターの備品等に係る管理体制を強化し、所有する資産を適切に把握できるようにする。また、超音波診断装置等獣医療器具・機械等の賃貸借契約について、収支バランスを考慮した整備により診療業務を維持する。

(ウ) 家畜診療所の事業展開

牛伝染性リンパ腫事故低減策として、牛伝染性リンパ腫ウイルス検査を実施することの重要性を周知するとともに、清浄化対策の実施指導を強化して、死亡廃用事故低減に努める。特定損害防止事業を拡大実施して多発疾病の低減に努め、生産獣医療の実施も行う。また、診療範囲の広域化に対応するため情報通信機器等を活用し良質な獣医療提供体制を整備する。

(エ) 農場HACCP、畜産GAPなど認証取得の支援

効率的な損害防止事業の普及やリスク管理に関する情報の提供を目指す。

イ 家畜診療所の安定経営

(ア) 適切な獣医療サービス対価設定の検討

設定した獣医療サービス内容と料金のバランスをモニタリングし、診療点数当たりの受益者負担が適正なものであるかを検討する。

(イ) 損害防止事業の実施

組合員、獣医師ともに診療にかかる時間や費用を損害防止の実施にかかる時間と費用に充てることで組合員の経営安定を目指し、継続加入や損害防止事業にかかる収入を目指す。

(ウ) リスク管理に関する情報の提供

(エ) 農業者の生産技術向上の支援

(2) 損害防止事業の実施

(ア) 一般損害防止の展開

(イ) 特定損害防止の展開

繁殖障害に対する取り組みを新たに実施するとともに、前年度より実施内容を変更した胎子及び新生子死に対する取り組みを継続し、胎子及び新生子死を減少させるように努め、呼吸器病や牛伝染性リンパ腫対策も継続的に実施する。

(3) 関係機関・団体等との連携強化

(ア) 宮城県獣医療提供計画実践への積極的な関与

(イ) 事故対策協議会の活動強化（牛伝染性リンパ腫対策）

(ウ) 特定の疾病対策の検討と防疫体制の整備

令和 8 年度収入保険の事業計画

支 所	青色申告農業者 (経営体)	前年度引受実績 (経営体)	本年度引受計画 (経営体)
県 南	1, 3 9 9	6 7 3	6 9 2
中 央	3, 2 7 9	1, 5 8 0	1, 6 1 8
県 北	3, 2 5 6	1, 6 1 5	1, 6 3 1
合 計	7, 9 3 4	3, 8 6 8	3, 9 4 1

(参考)

○農作物共済・畑作物共済・果樹共済の引受計画（収入保険加入者の営農計画含）

共済目的等 支所名		農作物共済		畑作物共済				果樹共済	
		水稻	麦	大豆	ばれいしょ	そば	蚕繭	りんご	なし
		面積	面積	面積	面積	面積	箱数	面積	面積
区域内の概数（A）	県 南	a 1, 233, 854	a 24, 563	a 98, 508	a 350	a 8, 913	箱 15. 00	a 5, 743	a 7, 028
	中 央	2, 793, 774	100, 091	473, 965	3, 133	27, 115	0. 00	2, 058	2, 859
	県 北	3, 022, 600	104, 300	412, 300	8, 800	6, 000	3. 00	2, 301	0
	合 計	7, 050, 228	228, 954	984, 773	12, 283	42, 028	18. 00	10, 102	9, 887
前年度引受実績（B）	県 南	443, 720	3, 180	32, 718	0	856	0. 00	498	1, 197
	中 央	1, 393, 938	45, 975	248, 156	1, 958	2, 005	0. 00	191	347
	県 北	1, 382, 829	41, 062	159, 991	0	4, 957	0. 00	184	0
	合 計	3, 220, 487	90, 216	440, 866	1, 958	7, 818	0. 00	873	1, 544
引受率 （B） / （A）		45. 7%	39. 4%	44. 8%	15. 9%	18. 6%	0. 0%	8. 6%	15. 6%
収入保険営農計画		2, 991, 334	132, 166	497, 244	7, 290	17, 253	18. 00	4, 683	3, 199
総合計		6, 211, 821	222, 382	938, 110	9, 248	25, 071	18. 00	5, 556	4, 743
引受率		88. 1%	97. 1%	95. 3%	75. 3%	59. 7%	100. 0%	55. 0%	48. 0%
本年度引受計画（C）	県 南	417, 300	3, 180	30, 395	0	771	0. 00	498	1, 197
	中 央	1, 358, 058	43, 751	217, 449	2, 040	4, 805	0. 00	191	347
	県 北	1, 313, 700	36, 955	151, 991	0	4, 709	0. 00	184	0
	合 計	3, 089, 058	83, 886	399, 835	2, 040	10, 285	0. 00	873	1, 544
引受予定率 （C） / （A）		43. 8%	36. 6%	40. 6%	16. 6%	24. 5%	0. 0%	8. 6%	15. 6%
収入保険営農計画		3, 091, 881	129, 651	490, 740	7, 337	14, 747	18. 00	5, 026	3, 369
総合計		6, 180, 939	213, 537	890, 575	9, 377	25, 032	18. 00	5, 899	4, 913
引受予定率		87. 7%	93. 3%	90. 4%	76. 3%	59. 6%	100. 0%	58. 4%	49. 7%

※区域内の概数については令和8年産（麦及び果樹は令和9年産）の概数で、前年産の概数とは異なりますので、前年産実績の引受率は参考値となります。